

広報



青と緑の豊かな活力ある村

恩納村 総務課 TEL098(966)-1200

▼幼年消防フェスティバルに参加した恩納村の保育所園児たち

おんな

平成17年
12月号
(No.294)



平成16年度決算報告

村のひと 平成17年10月

男 5,230人 (-13)
女 5,029人 (+2)
計 10,259人 (-11)
世帯数 4,013世帯 (+4)

- ◆ 第15回琉歌大賞決定！
- ◆ イルカさんと遊んだよ！
- ◆ ちえこのカンボジア日記 vol.19
- ◆ むらの話題：幼年消防フェスティバル 他



発行/恩納村 〒904-0492
沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
編集/総務課 行政係

☎(098)966-1200 FAX(098)966-2779
※お問い合わせ 福祉環境課・福祉係 保育担当 966-1207
恩納保育所 定員60名 966-8322
山田保育所 定員70名 964-3323
安富祖保育所 定員60名 967-8600

広報おんな 12月号 (No.294)

※お問い合わせ 福祉環境課・福祉係 保育担当 966-1207

平成18年度



村立保育所入所児童募集について

平成18年度村立保育所への入所児童を下記のとおり募集いたします。

1 募集対象児童

0歳児（出生後6ヶ月経過の乳児）から5歳まで
家庭保育に欠ける児童

2 申込受付期間

平成18年1月10日から1月20日まで
申込書等は平成17年12月22日より配布します。（いずれも土・日を除く）

3 申込時に提出する書類等

申込書に次の書類を添付してください。

- 課税証明（平成17年度課税額で市町村税務課等発行）
- 源泉徴収票（平成17年度分会社発行）、又は確定申告書の写し（平成18年に手続きした分）
- 住民票謄本
- 保育に欠けることを証明する資料
イ 雇用証明 □ 自家営業証明 ハ その他（出産証明書等）
- 児童の健康診断書
- 同意書

以上の資料を揃えて提出してください。1つでも欠けた場合は受付できません。

4 提出先

恩納村役場福祉環境課（申込書等についても福祉環境課にて配布します。）

★ 現在入所している児童で引き続き入所を希望する児童においても提出する書類は同じです。

村立保育所の
ご案内



平成16年度決算報告

一般会計歳出は

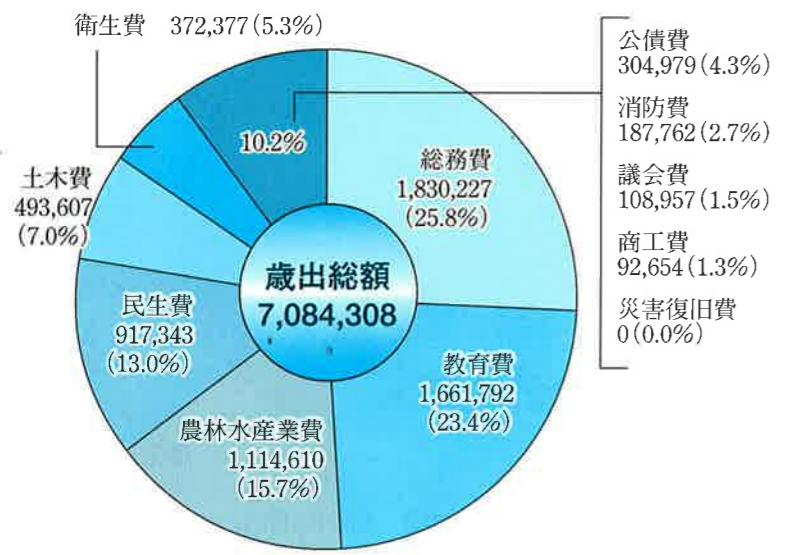
70億8千4百30万8千円

平成16年度の一般会計と特別会計、企業会計の決算が9月定例議会で認定されました。

皆さんか納めた税金や、国、県からの補助金は一年間でどのように使われたのか、どんなお金が村に入って、どのように使われたのかを知るために決算の状況をお知らせします。

一般会計の歳入決算額は、7,266,022千円（前年度比416,903千円の減）、歳出総額は7,084,308千円（前年度比408,428千円の減）で、歳入差し引きは181,714千円（そのうち34,648千円は翌年度繰越財源額）で、実質収支額147,066千円となっています。

歳出目的別内訳



歳出目的別内訳	
議会費	議会運営、活動経費
総務費	全般的な管理、広報、財政、財産管理、選挙、企画課税徴収、戸籍住民基本台帳、統計等の経費
民生費	国民年金、老人福祉、身体障害者福祉、児童福祉、保育所等の経費
衛生費	環境衛生、伝染病、し尿、ごみ処理、老人保健等の経費
農林水産業費	農業委員会、農業、林業、畜産、土地改良、漁港、水産業に関する経費
商工費	商業、工業、観光対策の経費
土木費	村道、河川、排水、海岸、村営住宅等に関する経費
消防費	金武地区消防組合への負担金
教育費	義務教育、幼稚園、学校給食、文化財、社会教育等に関する経費

村民一人当たり納めた税額

税目	一人当たり(円)	割合(%)	総額(千円)
固定資産税	72,789	68.9	739,903
村民税	26,761	25.3	272,030
土地保有税	110	0.1	1,120
村たばこ税	4,441	4.2	45,141
軽自動車税	1,614	1.5	16,411
合計	105,716	100.0	1,074,605

平成17年3月末現在人口10,165人

村民一人当たり使ったお金

区分	一人当たり(円)	割合(%)	総額(千円)
議会費	10,719	1.5	108,957
総務費	180,052	25.8	1,830,227
民生費	90,245	12.9	917,343
衛生費	36,633	5.3	372,377
農林水産業費	109,652	15.7	1,114,610
商工費	9,115	1.3	92,654
土木費	48,559	7.0	493,607
消防費	18,471	2.7	187,762
教育費	163,482	23.5	1,661,792
公債費	30,003	4.3	304,979
合計	696,931	100.0	7,084,308

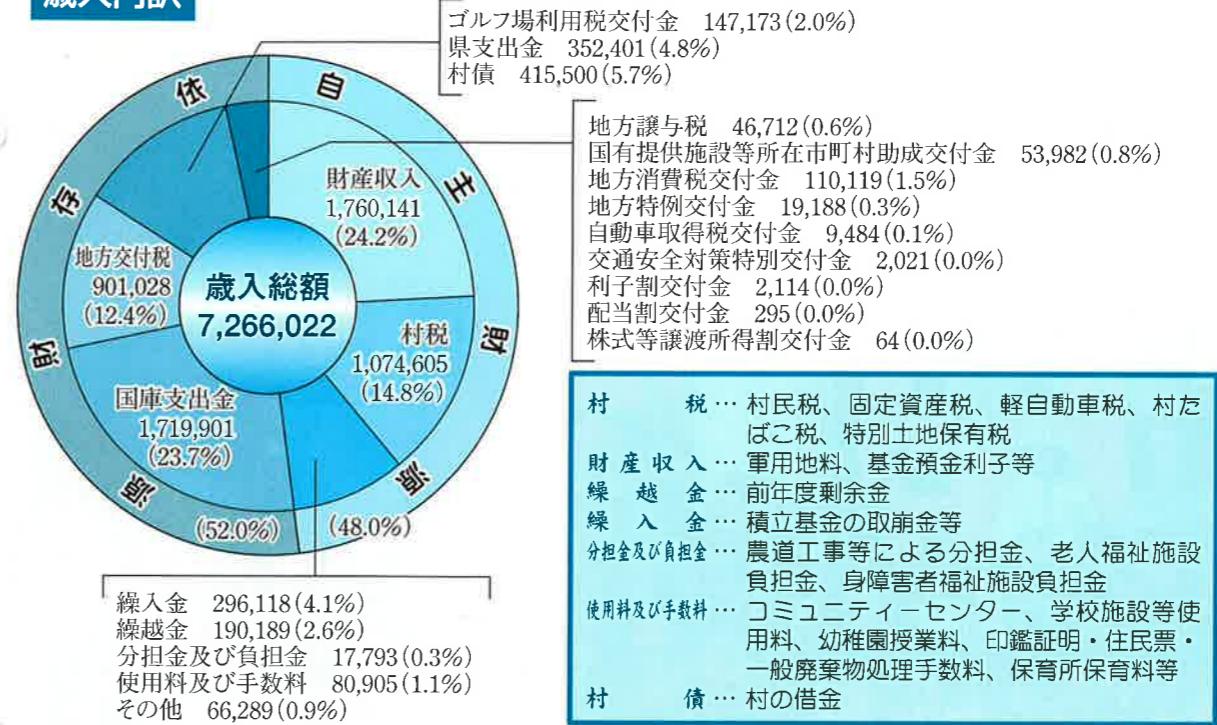
平成17年3月末現在人口10,165人

決算の内訳

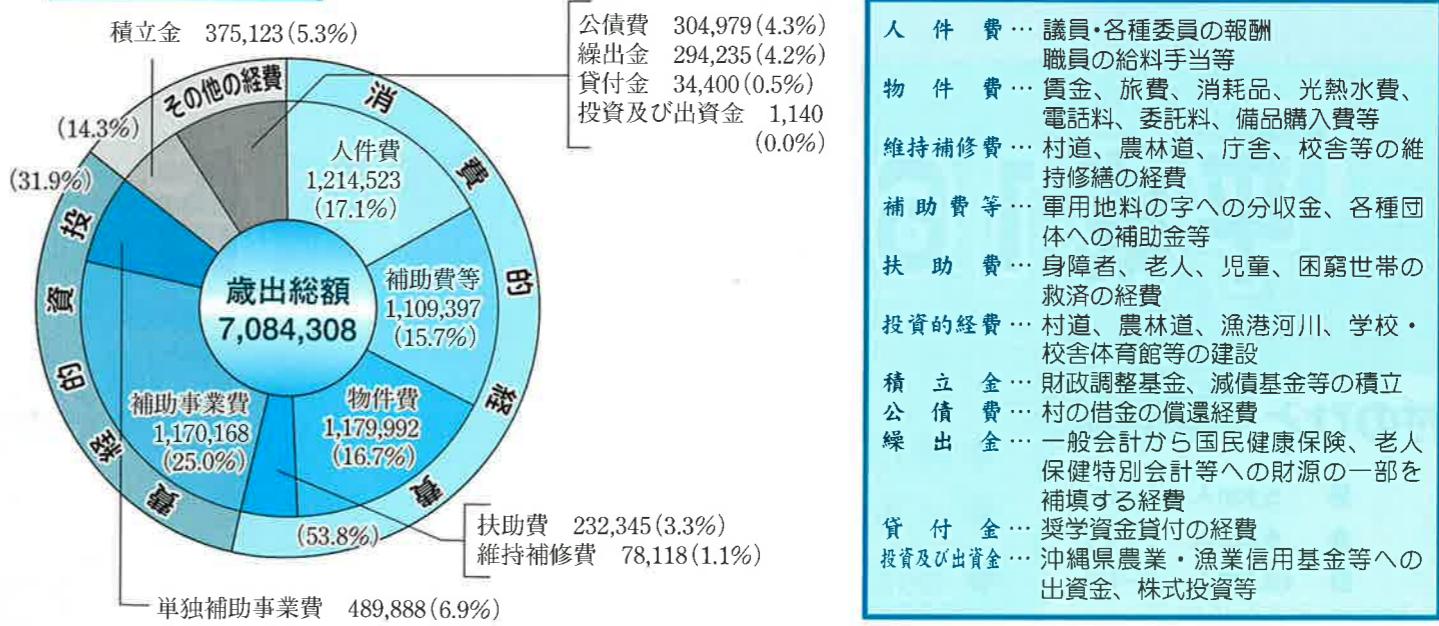
区分	平成16年度歳入	平成15年度歳入	対前年度比	平成16年度歳出	平成15年度歳出	対前年度比
一般会計	7,266,022	7,682,925	△5.4	7,084,308	7,492,736	△5.5
特別会計	2,073,401	2,181,673	△5.0	2,035,330	2,143,093	△5.0
国保特別会計	1,046,823	1,114,878	△6.1	1,019,912	1,072,500	△4.9
老人保健特別会計	841,807	824,869	2.1	831,368	830,272	0.1
下水道特別会計	184,771	241,926	△23.6	184,050	240,321	△23.4
決算総額	9,339,423	9,864,598	△5.3	9,119,638	9,635,829	△5.4
企業会計	686,871	560,305	22.6	747,699	609,992	22.6
水道事業会計(収益的)	487,871	523,605	△6.8	465,479	494,702	△5.9
水道事業会計(資本的)	199,000	36,700	442.2	282,220	115,290	144.8

平成16年度一般会計決算 単位:千円(%)

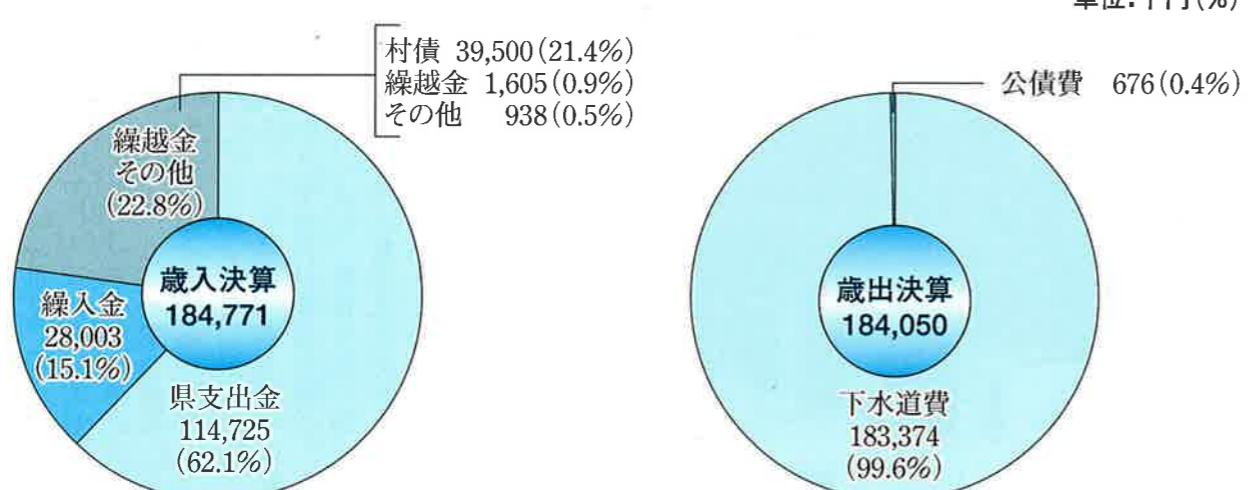
歳入内訳



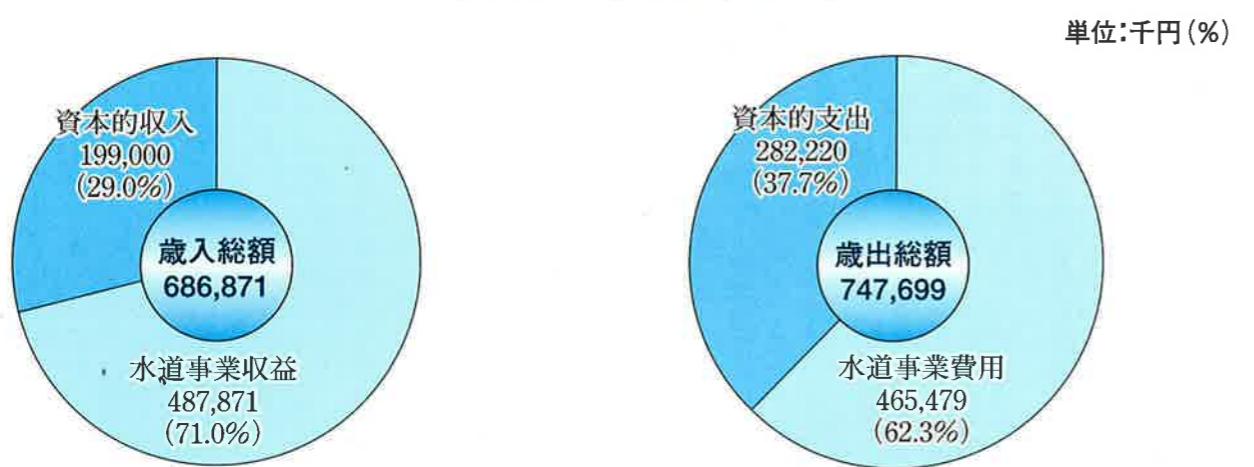
歳出性質別内訳



<平成16年度下水道事業特別会計決算>



<平成16年度水道事業会計決算>



*資本的収入が資本的支出に不足する83,220千円は、過年度分損益勘定留保資金57,220千円、減債基金積立金26,000千円で補填した。

水道事業収益—利用者が納める水道料金、預金利息

水道事業費用—浄水購入費、水道事業管理運営費

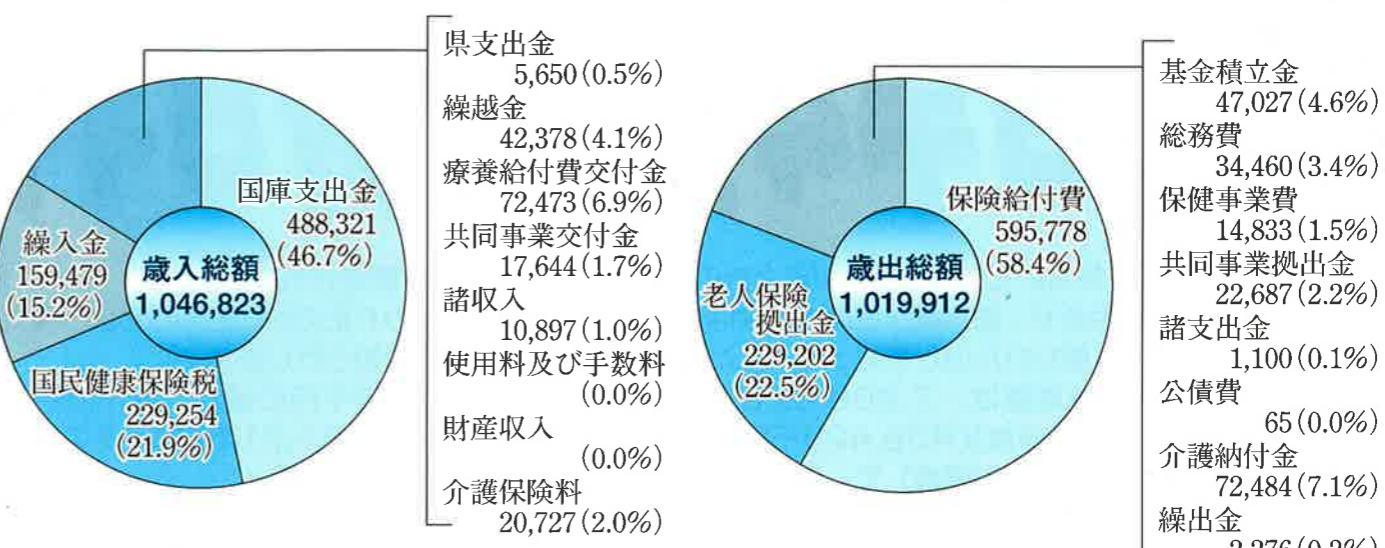
資本的収入—工事に対する国・県からの補助金、企業債

資本的支出—水道工事請負費、企業債償還金

<主な事業概要> 普通建設事業関係(一般会計)

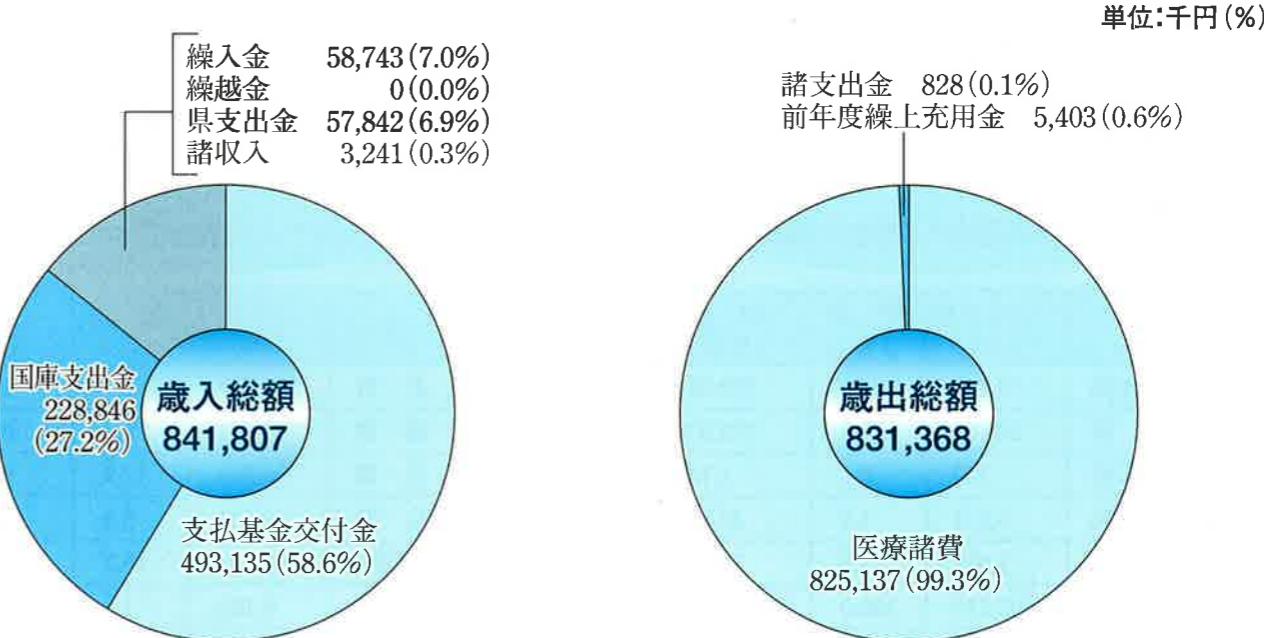
			単位:千円
赤間運動場(野球場)整備事業	613,264	喜瀬武原多目的ホール周辺工事(繰越)	47,645
赤間運動場(野球場)整備事業(繰越)	342,703	南公共センター周辺整備	35,000
瀬良垣漁港地域水産物供給基盤整備事業	231,562	赤間運動場整備事業物件補償費	30,240
北西部四村観光連携型養殖場整備事業(繰越)	148,773	環境整備事業補助金	29,999
新川改修工事業 H15-H16 国債	109,740	新川改修工事業 H16-H17 国債	26,909
前兼久漁港地域水産物供給基盤整備事業	100,000	農水産物販売センター工事(繰越)	25,238
南公共センター用地購入費	80,507	ハーベスター購入費	23,730
谷茶地区基盤整備工事	60,259	宇加地農道舗装工事	15,120
赤間運動場整備事業用地購入費	51,566	名嘉真船揚場工事	12,978
宇加地川改修工事	48,699	前袋農道舗装工事	10,290

<平成16年度国民健康保険特別会計決算>



国庫支出金—保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金等に対する交付金
国民健康保険税—被保険者が納める税金
介護保険料—被保険者40歳から65歳が納める保険料
繰入金—事務費、保険税軽減分の補填、国保財政支援、出産費等の一般会計繰入金
療養給付費交付金—退職医療の保険給付費に対する交付金
保険給付費—療養給付、高額療養費、出産費等に対する経費
老人保健拠出金—老人医療に係る経費
介護納付金—介護給付に係る経費
総務費—国民健康保険運営に係る経費

<平成16年度老人保健特別会計決算>



支払基金交付金—保険者(国民健康保険、政府管掌保険、共済組合、その他社会保険)から徴収した拠出金を老人保健法に基づき市町村へ交付する経費
医療諸費—75歳以上の老人医療費は医療保険各法の保険者が61%、国26%、県6.5%、村6.5%の割合で支払う経費
繰入金—老人保健特別会計の財源の一部を一般会計が負担する経費
諸支出金—年度末の精算で剩余金が生じた場合、国・県への償還金の経費

第15回琉歌大賞の表彰式が11月13日、村コムニティセンターで開かれました。今回のテーマは「島」。県内外から1510首の過去最高を数える作品が寄せられました。

第15回琉歌大賞決定!

一般の部の大賞は中城村の源河史都子さん、児童生徒の大賞は大宜味村立塩屋小5年の宮城力也君となりました。

中城ぐすく
太陽が穴拝み
花の咲きわたる
津堅久高

源河史都子
(中城村)



▲第15回琉歌大賞表彰者のみなさん

児童生徒の部 「大賞」

ふるさとの心
美しい伝統
塩屋の海神や
島の宝
宮城 力也
(塩屋小5年)

◎寸評

沖縄独特の民俗信仰であるウンガミ(ウンジャミ)は旧暦7月の亥の日に始まる。海の神と山の神を祭り漁と獵を祈る。塩屋湾のウンガミは国指定の重要無形民俗文化財である。ノロと呼ばれる神人は村人の幸せを願つて敬虔な祈りを捧げ、農穫を招く船漕ぎ、それを迎える村人の歓喜、村全体が祭りで沸き多くの見学者や研究者が集まる。

その民俗の心を象徴する伝統行事を美しき古里の「島の宝」と誇らかに詠み伝統文化を守る姿勢に心強さを感じ、審査員全員の共感を呼んだ作品です。

(児童生徒の部審査員 仲村啓子)

第15回琉歌大賞(一般の部)は、審査委員全員でこの歌を選びました。中城城跡は、2000年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として、世界遺産に登録されました。

そのグスクで冬至の頃に行われる「太陽(ティダ)」が穴拝み」を題材に、東方に点在する津堅島と久高島を取り込み、太陽が穴に向かって」と歌われています。「太陽が穴」とは、太陽の生まれる所、すなわち東方のことであり、「おもろさうし」にも「又、とよと鳴よ響む中城」でだが穴に向かって」と歌われています。作者は、古代人の東方崇拜思想を大事に受けとめて、この歌に見事に反映させています。作者の豊かな感性が花開いた秀歌です。

(審査委員長 當間一郎)

一般の部 「琉歌大賞」

◎寸評

第15回琉歌大賞(一般の部)は、審査委員全員でこの歌を選びました。

恩納村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員の紹介

恩納村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員の紹介



▲審査会の(左から)島田良安会長、村上尚子副会長、前津榮健委員、金城文次委員

10月26日、2期目の恩納村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会(以下、人情報保護審議会)、恩納村情報公開及び個人情報保護審議会(以下、審査会)の委嘱状交付式が恩納村役場で行われました。制度運営審議会は、個人情報を役場以外に提供する必要性がでた場合、審議会を開いて、外部に提供する必要があるかどうかを審議します。審査会は、情報公開決定等について服申立てがあった時、村が審査会に諮詢し、調査審議を行います。

恩納村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員の紹介



▲制度運営審議会の(前列左から)名城幸代副会長、山縣正明委員、中森千晶委員。(後列左から)外間勲委員、朝崎岬委員、金城文次委員



平成17年度恩納村海外移住者子弟受入研修生報告会
南米移住者子弟研修生報告会

▲研修で学んだ琉球舞踊を披露する上間カロリーナさん(左)と津嘉山さゆりさん

7月に来村した南米からの研修生、上間カロリーナさんと津嘉山さゆりさんの研修報告会が10月17日、恩納村役場で開かれました。報告会には上間さんと津嘉山さんの親戚や議員、区長らが参加し、一人の労をねぎらいました。

上間さんは「たくさん習いごとをしたが、沖縄の人たちと深い友情を結べたのがうれしかった」と述べ、津嘉山さんは「たくさんの親戚がいびつくりした。ウチナンチュの心の温かさが一番私の心の中に残るでしょう」とそれぞれ日本語でいいさつしました。二人は約3ヶ月間で学んだ日本語や琉球舞踊、空手の型を披露し、関係者と別れを惜しんでいました。



▲(左から)志喜屋文康恩納村長、田岡克介石狩市長、大川修司石狩市観光協会長、西銘宜寿恩納村教育長、當山稔恩納村助役、石狩の関係者。



年末・年始総合警戒実施中! 12月22日~1月3日

【ドロボーの犯罪心理】

犯行を諦めた理由

1位 (62.9%)

近所の人に見られたり、声をかけられたりした

2位 (34.3%)

ドアや窓に補助錠がついていた

3位 (31.4%)

犬を飼っていた

★「カギかけ」を守るあなたが守られる!

石川署管内では今年10月末現在44件(昨年比+12件)の「空き巣」が発生しており、その約43%はカギをかけずに被害に遭っています。

「カギかけ」を励行すれば、被害に遭う確率は大幅に減少します。

今年も残すところあとわずかです。年の瀬も迫るこの時期、泥棒の動きも活発になります。油断は禁物です!「カギかけ」の励行を!

★犯罪者の約半分が「声かけ」で犯行をあきらめます!

泥棒が最もおそれるのは「地域住民の声かけ」です。地域住民のコミュニケーションを活発にし、犯罪者を撃退しましょう。

警察相談窓口 #9110
石川警察署(相談コーナー)
964-4110

修練した技を披露！



▲二人一組で後転していく仲泊青年会の「南風ヌ島」



▲琉球古典音乐の器乐合奏



▲元気いっぱい踊った子どもたちの「黒島口説」



▲艶やかな「瓦屋」

第13回 恩納村文化祭「芸能部門」

第13回恩納村文化祭「芸能部門」が11月3日、村コミニティセンターで行われました。（主催…村文化協会、比嘉豊林会長）文化協会員の修練を積んだ琉球古典音楽や民謡、琉球舞踊や日本舞踊など合計20演目の芸能を披露しました。約450人の観衆が会場を埋め尽くしていました。

子どもたちが多数出演した「黒島口説」や小学1年生の女兒が挑戦した「かせ

かけ」では、会場からひと際大きな拍手が送られていました。また、伝統芸能保存部会からは仲泊青年会の「南風ヌ島」が紹介され、青年たちの力強い演舞に会場からは「おー！」という歓声が沸き起こっていました。

新潟を慰問した名城会長は、「沖縄の伝統芸能を通じて激励し、一日も早い復興を願っています」と話しました。また、仮設住宅に住む方々を励ますため、9月23日、新潟県山古志ボランティアセンターにおいて、慰問公演を行いました。



▲中越地震被災者を励まそうと新潟県山古志ボランティアセンターでエイサーをする恩納村青年団協議会

恩納村青年団協議会



イルカさんと遊んだよ！

恩納村在住の障害を持つ子の親の会、「彩紅の会」は10月16日、ルネッサンスリゾートオキナワで、イルカとの触れ合いを体験しました。この企画は、株式会社オキナワ（所長…小林利充）が県内の福祉団体や子ども会等に参加を呼びかけ、招待したもの。県内10団体が参加しました。

彩紅の会の子どもたちは、普段とは違う環境に戸惑い、最初はぐずついたりましたが、かわいらしいイルカの声や飛び跳ねたりする姿を見て、目を輝かせ、次第に表情

がこやかになっていきました。子どもたちはイルカに触れたり、イルカ

が飛び跳ねる度に水しぶきを浴びたりして、ビショビショになりながらもイルカとの触れ合いを楽しんでいました。



▲イルカと触れ合う彩紅の会の子どもたち

「彩紅(にじ)の会」の紹介

恩納小学校のひまわり学級（特殊学級）が開設されるのをきっかけに、その親が中心になって発足。2ヶ月に1度定例会を開催しており、会員は現在13家族。

連絡先：恩納村総合保健福祉センター
TEL 982-3500

第29回 恩納村壮年ソフトボール大会

働き盛りで運動不足になりがちな壮年を対象に、健康新体力づくりの啓発と地域の仲間づくりを目的に10月16日、恩納村教育委員会（教育長…西銘宜寿）主催の「第29回壮年ソフトボール大会」が恩納村赤間運動場で行われました。

参加資格35歳以上でスローピッチによるトーナメント方式で行われ、15チームが参加しました。決勝戦は延長10回にも及ぶ熱戦が繰り広げられ、11対7で「塩瀬武原B」を下し、二連覇を達成しました。



▲二連覇を達成した塩屋Aハイブスカス



Vol.19 プノンペン市内の交通マナー?

恩納村保健師：伊波智恵子

カンボジアの首都プノンペンは、他の地方と比較出来ないほど交通量が多いです。最近ではこちらの交通事情がわかってはきたものの、最初の頃は本当に驚くことばかりでした。

自転車も車やバイクと同様に道路の中央を走っています。二車線のうち半分はバイクと自転車で占めているほど、その数も多いです。日本だと片側二車線の道路での追い越しは、車線の内側から追い越し、まず相手コースに入ることはできませんが、ここでは対向車線にはみ出して、対向車を無視するかのように、相手コースから悠々と追い越していきます。それだけではありません。車は右側通行ですが、逆走した方が便利という場合は、対向車線を平気で逆走していきます。そして互いにそれを認め合っているような感じも受けます。ですから、なぜか片側二車線の道路で、時々右から左からバイクや車が反対に向かって走っています。ただ、市内は車が混んでいますので、スピードが出ていない分、お互いに道を譲



▲ プノンペン市民の足、トクトク（上）とシクロ（下）



り合って（奪い合って？）いるのかもしれません。

夕方になると、交通渋滞の小さな交差点を取り締まりの警官が手信号で合図しているのを見かけますが、ほとんどの人がそれを無視して、勝手に進んでいきます。夕方の交差点はあまりにも交通量が多いので、警官もいちいち車を止めてまで注意するゆとりがないようです。でも、車やバイク、それぞれよけながら、わずかながらも車は進んで行きます。ルールを守らず、お互いの合図で進んで行く方が交通渋滞を緩和させているような感じも受けました。

プノンペン市内での乗り物はタクシー、モトドップ（バイクタクシー）、自転車、トクトク（後ろに2～4人乗りできる荷台があるバイク）、シクロ（前方に座席をついている自転車）があります。バスは市内用より、長距離の路線に多く利用されており、市内ではモトドップの利用をよく見かけます。安価で乗れることと、バイクの後ろに3～4人乗れるので、利用者が多いかもしれません。

当然のごとく事故も多いです。先日、乗用車にはねられたバイクの人が人を取り囲んで、人が集まっていました。でも加害者の乗用車が見当たりません。現地の人聞くと、被害者がかなりのけがをしている場合、加害者は逃走していくのが普通だそうです。その理由は、万一その現場に残っていると、見物人が正義心から加害者に責めたり、車から引きずり出して袋叩きにするからです。加害者が逃走するので、警察は加害者を見つけ出しえることができないそうです。

散歩をする時、そのあつて無いような交通ルールの中、どのようにして混雑した道路を徒步で横断するかというと、慣れないうちは道を渡ろうとしている現地の人を探し、その人にくつついで、一緒に渡ることです。感心なくらい本当にバイクの合間をすり抜けて横断していきます。私も最近はそのコツが少しほづってきたので、散歩できる範囲が広がってきました。



～第2回 健康診査を受けて、自分の体を知ろう！～

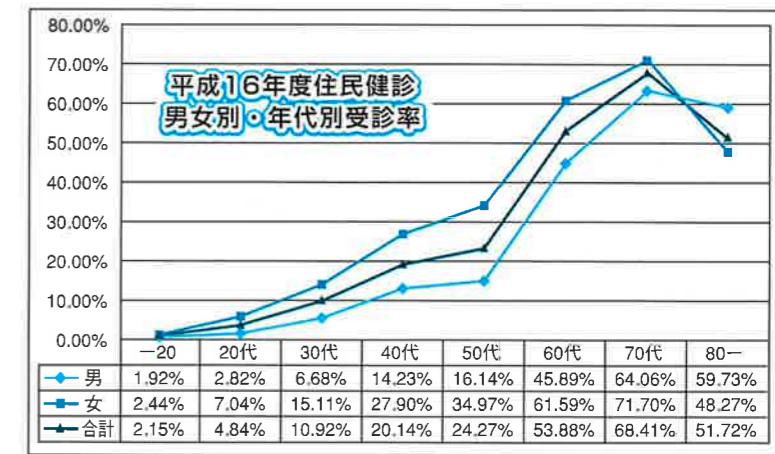
みなさんはどのように自分の体の「状況」を確認していますか？それぞれに健康のバロメーター（目安）があると思います。例えば、よく眠れたか、朝の便通はどうだったか、食欲があるか、目覚めは良かったか…など。でも、「科学的に」確認できる目安はなんだろう？そう、それが健康診査、略して健診です！（もちろん人間ドックでもいいですよ！）

村の健診受診率は全体（20才以上）で約3割、年代別に見ると表通り、年齢が高いほど受診率が高く、働き盛りの世代（30～50代）の受診率が低いのがわかります。

健診では、血液検査などをとおして、自分の体の現状を知ることができ、さらに肥満、高血圧、糖尿病など生活習慣病になる可能性がどのくらいあるのかを確認することができます。

仕事などで忙しく、健診を受けられない方もいると思いますが、特に働き盛りのみなさんは年に1回、健診のチャンスをうまく利用して、自分の体を見つめ直そう！

次回は、「検診の結果を確認してみよう！」についてご紹介します！



個人・家庭にできること	字にできること	役場にできること
<ul style="list-style-type: none"> ・健診の意義を知る ・積極的に健診を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の必要性をPRする 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診しやすい環境整備 ・受診への促し（PR）
<p>なぜ健診を受けた方がいいのか、健診の内容は？など、健診について理解し、積極的に受診する。</p>	<p>健診の必要性について、役場から情報を受け、字広報等を利用し地域住民へ啓発を行う。</p>	<p>より多くの住民が受診できるよう、通知や受診機会、会場などに工夫をする。また啓発活動も行う。</p>

健康増進課 保健係（総合保健福祉センター）
電話 098-982-3500

むらの話題

表現力豊かに熱弁をふるう！



▲喜瀬武原小学校で開かれたお話大会の最優秀賞、優秀賞、優良賞を受賞した各学校代表者のみなさん

☆お話（小学校低学年）	☆童話（小学校低学年）	最優秀賞	最優秀賞	最優秀賞
伊波政樹（安富祖小3年）	見発表会が山田小中学校でそれぞれ行われました。各大会ともに男女2名の代表者が練習の成果を発表しました。	11月18日開催の第16回中頭地区小中学校童話、お話、意見発表大会に派遣されます。	結果は次のとおりです。	最優秀賞に選ばれた児童生徒は、11月18日開催の第16回中頭地区小中学校童話、お話、意見発表大会に派遣されます。
宮城千里（安富祖小2年）				
宮平健太郎（山田小3年）				
松田優希（仲泊小2年）				

最優秀賞
宮城辰幸（安富祖中3年）
嘉納恵（喜瀬武原中3年）
優秀賞
仲間順一（喜瀬武原中2年）
照屋柚衣子（山田中1年）

区民が主役の写真展を開催！



▲塩屋公民館で開催した区民が主役の写真展



「素晴らしい写真展に訪れた西銘宜寿教育長は、水着姿の女性やお尻丸出しの赤ちゃんの写真等があり、来場者は「これは誰かな」と興味津々で写真に見入っていました。

塩屋公民館（宮平繁区長）は11月4日から9日まで、区民が主役の写真展を開催しました。100点にも及ぶ写真は、子ども会、青年会のコ-体協、婦人会、老人会、ナ-ごとにわかりやすく展示され、見学者に喜ばれていました。

写真展は行政委員会による予算無し事業。企画を提案した宮平哲明さんが写真展実行委員長を担当で、ボランティアにより、区民から写真を収集したり、区の保存写真を構成したりしました。

写真の中には、「水着姿の女性やお尻丸出しの赤ちゃんの写真等があり、来場者は「これは誰かな」と興味津々で写真に見入っていました。」

塩屋公民館



塩屋公民館



▼玉入れや綱引き、かけっこを楽しむ恩納村の保育所の子どもたち▼



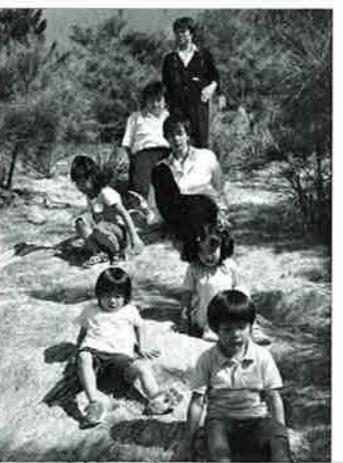
「火遊びは絶対にしません！」金武地区消防管内の保育園児らの元気な防火の誓いで、11月9日、幼年消防フェスティバルが金武町営グラウンドで開会しました。秋の全国火災予防運動にあわせて毎年実施しており、子どもたちの防火意識の向上が目的。

園児らはおそろいの「防火」法被を身につけ、玉入れや消防車との綱引き、かけっこを楽しみました。

幼年消防フェスティバル

火遊びはしません！

千葉県の高校生と交流



▲山登りを体験する国府台高校の生徒とくじら隊の学童たち



「沖縄の子どもの遊びを体験したい」と千葉県立国府台高校の生徒7人は11月2日、修学旅行の3日目の午後を利用して、字の学童10人が出迎えました。国府台の生徒は「普段、どんなことをして遊んでいますか」と子どもたちに

隊の学童10人が出迎えました。国府台高校の児玉佑太君（16歳）は、「普段、どんなことをして遊んでいますか」と子どもたちに

質問、子どもたちは「おうちごっこ！」、「山登り！」と元気よく答えた。国府台の生徒ら

もたちと一緒に歩いて山登りを体験、近くの海岸へ散歩に出かけ、学童での遊びを満喫しました。

学童クラブくじら隊

▲国府台高校の生徒らの質問に元気よく答えるくじら隊の学童たち

ご存知ですか？「簡易課税制度」

～消費税の簡易課税制度を選択するには、平成17年12月31日までに
『簡易課税制度選択届出書』の提出が必要です。～

- 前々年の課税売上が1,000万円超なら課税事業者です。
 - ・ 平成15年分の課税売上高が1,000万円超⇒平成17年分の課税事業者
 - ・ 平成16年分の課税売上高が1,000万円超⇒平成18年分の課税事業者
- 課税事業者に該当する方で、前々年の課税売上高が5,000万円以下の方は、「簡易課税制度」を選択できます。

「一般課税」により申告される方は、帳簿の記帳と課税仕入等にかかる請求書等の保存が必要になります。しかし、「簡易課税」の場合は、課税売上高から納付税額を計算することができ、簡単に申告することができます。

なお、「簡易課税制度」には、「一般課税」の方法と違って、①設備投資をした場合でも還付が受けられない、②適用後2年間は「一般課税」に戻せない、など一定の制約もありますので、慎重に検討した上で選択してください。
- 平成17年分新規課税事業者及び18年分から「簡易課税制度」を選択する方は、平成17年12月31日までに届出書を提出する必要があります。

～消費税についてのお知らせ～

消費税の申告には、一般課税による申告と簡易課税による申告があります。

平成17年に新たに課税事業者となった個人事業者の方が、消費税の簡易課税を選択するには、平成17年12月31日までに、「簡易課税制度選択届出書」に提出が必要となります。

また、消費税の納税については、所得税と同様に「預貯金口座振替依頼書」を提出すると、口座振替で納めることができます。

詳しくは、税務署へお気軽にお問い合わせください。

名護税務署 TEL 0980(52)2700

製造事業所の皆様へ 統計調査に御協力ください

平成17年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

経済産業省
沖縄県
恩納村

北部地域地場産業活性化支援事業 募集要項

北部地域の地場産業の発展・振興を促進するため、事業者に必要な資金を補助することにより、対象事業の円滑な推進を図ることが目的です。募集期間は平成17年12月1日から12月16日までになっております。詳しい内容については、北部広域市町村圏事務組合ホームページ、窓口または電話でお問い合わせください。

問合せ先 北部広域圏事務組合 担当 金城
電話番号 0980-52-7049/54-3694

農業委員会委員選挙人名簿の調製にご協力を <提出期限は1月10日です>

1月1日現在、農業委員会委員の選挙権を有すると思われるご家庭に、公民館を通じて、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を配布いたします。

この名簿は、農業委員会の選挙権の有無を確認する大切な資料です。必ず農業委員会へ提出してください。

農業委員会委員の選挙権を有する人とは、恩納村農業委員会の区域内に住所を有し、昭和61年4月1日以前に生まれた人が該当になりますが、次の要件が必要となります。

- ①10アール以上の農地につき耕作を営む者
- ②①の者の同居の親族または、その配偶者で年間おおむね60日以上の耕作に従事する者
- ③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または、社員であって年間おおむね60日以上耕作に従事する者

※すべて平成18年1月1日現在の状況を記入してください。

問合せ 恩納村農業委員会事務局
電話 966-1204

恩納村社会福祉協議会への寄付 たいへんありがとうございました

一般寄附

① さいたま市立大宮北高等学校生徒会 様 62,235円

香典返し

① 畠山安文 様 50,000円
② 金城珍一 様 50,000円

物品寄附

① 株式会社ダイアナ 代表取締役社長 本間正喜 様 車椅子1台
恩納村社会福祉協議会

10月1日より本人確認を行っています！
御協力よろしくお願いします！！

1 目的

第三者による本人になりました転入届、転出届等を防止するため届出書を持参された方に対する本人確認を実施するものです。

2 対象とする届出の種類

住民異動届（転入届、転出届、転出証明に準ずる証明書等）

3 本人確認の対象者

当役場に届出書を持参された方（代理人、使者も含みます。）を対象とします。

4 本人確認の方法

原則として、運転免許証、住基カード、パスポート等官公署が発行した顔写真が貼付された証明書の提示によって本人確認を行います。

なお、運転免許証等を所持されない方は、その他の身分証明書を提示してください。

5 届出人に対する通知

原則として、本人確認ができなかった届出人に対しては、当村長から文書で当該届出書を受理した旨を通知します。

詳しくは
恩納村役場 村民課 住基係までお尋ね下さい。
TEL 966-1205